

# 新温泉町水防計画

## 第1章 総則

この計画は水防法（以下「法」という）第3条に基づき、第1条の目的を達成するために、管内の河川等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な器具資材等の整備と運用等についての実施大綱を示したものである。

なお、この計画を災害対策基本法第42条第2項に基づく水防に関する防災計画とする。本計画における定義は、法第2条の定義によるものである。

## 第2章 水防の責任

### 1 水防管理団体の責任

水防組織、水防施設、器具資材を整備し区域内の水防を十分に果さなければならない。（法第3条）

### 2 兵庫県水防本部の責任

県下における水防態勢と組織の確立強化を図ると共に、水防管理団体が行う水防が十分行われるようにその指導に努めなければならない。（県水防計画第2章第1節）

### 3 気象庁の責任

気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。（法第10条）

### 4 国土交通大臣又は兵庫県知事の責任

国土交通大臣又は兵庫県知事は、各々の指定した河川、海岸について洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発令しなければならない。（法第10条の4）

### 5 官署及び事業所等の責任

水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう、専用通信施設の使用について協力しなければならない。（法第20条）

### 6 住民の責任

常に気象状況等に注意し、やむを得ない場合があるときは水防に従事する等協力しなければならない。（法第17条）

また、平素から、町が作成するハザードマップを熟読し、有事の際の迅速な対応ができるよう備えておく。

## 第3章 水防機構と事務（作業）分担

### 第1節 機構

町内における水防を統轄するため、水防本部を設置し本部事務所を新温泉町役場内に置く。

災害対策本部が町に設置されたときは、この「水防本部」の組織は「新温泉町災害対策本部」にそのままの形で吸収される。（新温泉町地域防災計画第3章）

#### 1 水防の機構

付表1のとおり

#### 2 本部の設置

町長は次の場合、水防本部を設置する。

- (1) 水防指令を発令したとき
- (2) 水防に係る気象警報及び水防警報が発令されたとき
- (3) その他、水防に係る災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合で、その対策、もしくは防災上必要なとき

### 第2節 事務分担

本町における水防担当者の事務（作業）分担は付表2の水防本部事務分掌のとおりとする。ただし、分担の課においては、各班を応援するものとする。又、班員以外の者は本部長の指示により応援するものとする。

#### 1 水防担当区域

水防区域は、各消防分団管轄区域を分団の水防区域とする。

#### 2 水防連絡会

町内の水防態勢を強化し、水防活動が円滑に行われるよう次の諸団体で水防連絡会を組織し、水防管理者が必要に応じ随時開催する。

- (1) 新温泉土木事務所
- (2) 但馬県民局
- (3) 美方警察署
- (4) 美方広域消防本部
- (5) 新温泉町消防団

## 第4章 水防態勢及び活動

### 第1節 水防態勢

気象台及び県水防本部から水防に関する注意報及び警報の発令があったとき、又は水防活動の必要があると認めたときは水防態勢に入るものとする。

## 第2節 非常配備の種類

- 1 水防準備態勢  
水防指令の発令が予想される時、関係本部員による情報の収集、調査を行う。
- 2 第1号非常配備態勢  
少数の人員をもって主として情報連絡に当り事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる態勢とする。
- 3 第2号非常配備態勢  
所属人員の約半数をもって当り、水防事態が発生すればそのまま水防活動ができる態勢とする。
- 4 第3号非常配備態勢  
所属人員の全員をもって当る態勢とする。

## 第3節 非常配備につく時期及び解除

非常配備につく時期及び解除については、下記基準により本部から指令する。

- 1 待機及び準備  
第1号指令（第1号非常配備態勢につくべき指令）  
今後の気象情報及び水位又は潮位に注意し、警戒を必要とするが具体的な水防活動に至るまでかなりの時間的余裕があると認められるとき指令する。
- 2 出動指令
  - (1) 第2号指令（第2号非常配備態勢につくべき指令）
    - ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、水防事態の発生が予想されるとき
    - イ 町域に小規模の水防事態が発生したとき
    - ウ 津波注意報が発表されたとき
  - (2) 第3号指令（第3号非常配備態勢につくべき指令）
    - ア 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき
    - イ 町域に水防事態が発生し、第2号非常配備態勢では処理しかねるとき
    - ウ 水防警報又は津波警報が発表されたとき
- 3 解除  
水位が水防団待機水位以下に減じたとき、又は他に危険が全くなくなったとき。

## 第4節 出動

- 1 出動準備  
河川の水位が水防団待機水位に達し、今後の雨量の増大が予想される時水防本部長は水防準備を命ずる。
- 2 作業出動  
本部長は次の場合、建設課長、町民課長、総務課長に命じ関係職員を出動させ、警戒配備につかせるものとする。なお、必要に応じて消防団長に命じ、消防団員の出動を求めることができる。
  - (1) 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき

- (2) ため池の危険が切迫したとき
- (3) 水防警報が発せられたとき
- (4) その他危険な状態が生じたとき

### 3 居住者出動

法第 17 条に基づき水防のため、緊急の必要があるときは本部長等の命により、区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができるものとする。

### 4 自衛隊出動

非常事態下において県知事を通じて自衛隊の出動を要請する。ただし、急を要する場合は後刻知事に報告するものとする。

### 5 岸田川水系味原川放水路味原川樋門の操作

岸田川の洪水による味原川放水路への逆流を防止するため、岸田川側の水位がT.P. +1.59メートル以上となったときは兵庫県新温泉土木事務所が町と連携して操作判断をし、消防団が樋門操作を行う。

## 第 5 節 水防解除

河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、水害の危険がなくなったとき、あるいは水防活動の必要がなくなったとき水防態勢を解除し住民等に周知する。

## 第 6 節 気象の観測・監視及び報告

### 1 雨量・水位の観測及び報告

当町の雨量計の設置場所は 8 ヶ所、水位計の設置箇所は 6 箇所であり下表のとおりである。降雨、水位の観測データはオンラインによる収集とし、観測機器は町民課に設置している。機器管理者は観測記録を保管しなければならない。

当町の所管の機器管理者は次の事項につき観測し報告するものとする。

- (1) 時間降雨量 10 mm を超えたときから、10 mm を超えるごとに、雨量を報告する。なお、降雨が止んだときは、総雨量の報告を行う。
- (2) (1) 以外であっても、本部長が必要と判断した場合は、雨量の観測報告を求めることができるものとする。
- (3) 水位計の監視については、次のとおりとし状況を本部長に速報しなければならない。
  - ア 水防団待機水位に達したときから、この水位が下がるまでの間の各時間ごとの水位
  - イ はん濫注意水位に達したとき
  - ウ 最高水位とそれに達した時刻
  - エ はん濫注意水位を下回ったとき
  - オ 水防団待機水位を下回ったとき

### (4) 雨量計の設置場所

名 称	所 在 地	管 理 者	電 話 番 号
温泉総合支所	新温泉町湯	神戸海洋気象台	8 2 - 3 1 1 1
新温泉土木	新温泉町芦屋	新温泉土木事務所	8 2 - 3 1 4 1

温泉観測所	新温泉町竹田	新温泉土木事務所	82-3141
前観測所	新温泉町前	新温泉土木事務所	82-3141
対田観測所	新温泉町対田	新温泉土木事務所	82-3141
諸寄観測所	新温泉町諸寄	新温泉土木事務所	82-3141
久斗山観測所	新温泉町久斗山	新温泉土木事務所	82-3141
多子観測所	新温泉町多子	新温泉土木事務所	82-3141

(5) 水位計の設置場所

所在地 区分	戸田 (岸田川)	竹田 (岸田川)	諸寄 (大栴川)	対田 (久斗川)	味原川内 (味原川)	味原川外 (味原川)
水防団待機水位	1.40m	1.10m	0.80m	1.50m		
はん濫注意水位	2.40m	2.00m	1.40m	2.20m		
避難判断水位	3.10m	2.30m	2.30m	2.40m		

(6) 積雪計の設置場所

観測所名	設置箇所	路線名	管理者	設置年月
春来	新温泉町春来	県道湯谷和田線	新温泉土木事務所	平成6年12月
久谷	新温泉町久谷	国道178号	新温泉土木事務所	平成7年12月
切畑	新温泉町切畑	県道丸味竹田線	新温泉土木事務所	平成7年12月
田中	新温泉町岸田	県道若桜湯村温泉線	新温泉土木事務所	平成8年12月
久斗山	新温泉町久斗山	県道山田浜坂線	新温泉土木事務所	平成10年12月
諸寄	新温泉町諸寄	国道178号	新温泉土木事務所	平成12年12月
伊角	新温泉町伊角	県道熊谷味取線	新温泉土木事務所	平成17年12月
高山	新温泉町歌長	町道歌長高山線	新温泉町	
数久谷	新温泉町歌長	町道高山金屋線	新温泉町	
切畑	新温泉町切畑	町道丹土切畑線	新温泉町	
塩山	新温泉町塩山	町道飯野塩山線	新温泉町	
海上	新温泉町海上	町道海上河合谷線	新温泉町	
青下	新温泉町青下	町道田中青下線	新温泉町	

## 第7節 危険箇所の監視

水防本部長の命を受けた者及び消防団員は平時において、水防活動が予測されるような場所及び海岸、河川、ため池、その他危険箇所の巡視を行い、異常事態を発見、又は発生したときは、直ちに水防本部長に連絡しなければならない。

## (1) 地すべり防止区域（危険河川）

区域名	面積 (ha)	告 示 年月日	告示 番号	指定区域	
				大字	字
丹土	56.69	S 35. 8. 29	1833	丹土	藤尾、下田、下岩隈、大の田、菖蒲池 中繩手、岩隈、尾崎、向田、野田、家の下 城の前、中ノ坪、竹の下、中島、小丹土 長田、長谷坂、油、引土、曲畑、畑中、沈田 下中、横尾下、横尾、殿村、中村、小林 桂畑、常登、上中、田岡、横道、一反畑 赤坂、
中辻	26.08	S 35. 8. 29	1833	中辻	孤岩、田尻、前田、上前田、殿垣、釜ヶ尻 野中、中山、音材、立道
前	58.57	S 35. 8. 29	1833	前	利経、北垣、小林、向川原、中道、寸原 越原、滝谷、城向、桜坪、上家永、家永 西垣、サフケ田、中土井、上杉山、追原 ハフキ、栃本、梨木、上川原、中ノ坪、くゑ 松立、多子、門中、西山、其田、杉山、坂岩 大平、下家永、出合
内山	28.02	S 35. 8. 29	1833	内山	井出ノ上、フリアガリ、何連、八久保田 アネンバ、向、桂淵、海尻、世川、寺本下 味取田、寺本、出合、大ッン田、イカダ尾 寺本奥、此ノ下、さが、越ジ、水屋、丘 堂ノ尾
海上	61.05	S 35. 8. 29	1833	海上	浮田ノ里、八正下、池成、下ラコ、橋詰 上滝の谷、中津エ田、梨木谷、高田、上高田 セスガ谷、クゼン畑、取合尾、尾の谷、若栃 口尾谷、大谷口、上ノ山、ヲトシ、赤城平 向山、村中、児島平
切畑	15.95	S 35. 8. 29	1833	切畑	計田、黒杉、柳原、村中、高畔、岩風呂 平林、奥川、岡田、西畑、郎道、落ヶ鼻
桐岡	7.45	S 35. 8. 29	1833	桐岡	シラジ田、橋詰、下田、大般ニヤ、藤尾 湯田、前原、石田
多子	61.00	S 35. 8. 29	1833	多子	大木の下、小山、川原、下土井、中村 奥土井、林ノ首、池町、安岡、石原、甲丹田 清水、峠の前、スグ谷、マセバ、平野 小ブケ、赤坂、水落シ、曲町、内の池 下大平ル、中大平ル、飛岡、ボケガ平ル 上大平ル、松ヶ坂、長作
飯野	38.26	S 35. 8. 29	1833	飯野	向ウツンジャ、山本、藤尾、ウツンジャ、 尾田マトバ、竹ヶ端、神田川原、麦田

箇所名	河川名			位 置 大字	面積 (ha)	地すべり指定地
	水系名	幹川名	溪流名			
境	岸田川	久斗川	—	境	26.7	
宮の谷	岸田川	久斗川	—	久斗山	8.8	
古市	岸田川	岸田川	—	古市	10.9	
三谷	岸田川	三谷川	—	三谷	11.4	
桧尾	矢田川	島井川	—	桧尾	31.0	

高山	岸田川	春来川	—	高山	27.1	
歌長	岸田川	春来川	—	歌長	15.5	
多子	岸田川	照来川	—	多子	61.0	S 35. 8. 29
切畑	岸田川	照来川	—	切畑	15.95	S 35. 8. 29
桐岡	岸田川	照来川	—	桐岡	25.9	S 35. 8. 29
丹土	岸田川	照来川	—	丹土	56.69	S 35. 8. 29
中辻	岸田川	照来川	中辻川	中辻	54.3	S 35. 8. 29
飯野	岸田川	照来川	—	飯野	48.6	S 35. 8. 29
塩山	岸田川	照来川	中辻川	塩山	68.0	
前	岸田川	岸田川	—	前	58.57	S 35. 8. 29
岸田	岸田川	岸田川	—	岸田	14.4	
青下	岸田川	岸田川	—	岸田	32.8	
鐘尾	岸田川	岸田川	—	鐘尾	21.4	
千谷	岸田川	岸田川	小又川	千谷	13.9	
内山	岸田川	岸田川	小又川	内山	50.5	S 43. 2. 5
越坂	岸田川	岸田川	小又川	越坂	43.0	
海上	岸田川	岸田川	小又川	海上	62.2	S 35. 8. 29

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所在地	面積(ha)	告示年月日	告示番号
諸寄	諸寄	2.66	S 45. 6. 19	県告第 778号
三尾	三尾	0.52	S 45. 6. 19	県告第 778号
三尾(2)	三尾	1.45	S 49. 2. 12	県告第 266号
小三尾	三尾	0.87	H 6. 3. 25	県告第 503号
釜屋	釜屋	1.3	S 50. 3. 4	県告第 400号
釜屋(2)	釜屋(2)	0.47	S 55. 3. 28	県告第 733号
宇都野	浜坂	0.49	H 8. 3. 22	県告第 466号
居組	居組	0.72	S 57. 3. 26	県告第 794号
向町	居組	1.77	S 60. 3. 22	県告第 464号
二日市	二日市	1.17	H 5. 4. 13	県告第 698号
芦屋	芦屋	0.65	H 11. 8. 20	県告第1217号
奥町	諸寄	1.27	H 11. 8. 20	県告第1217号
田井	田井	1.08	H 13. 3. 21	県告第 422号
久谷	久谷	1.23	H 13. 10. 12	県告第1257号
久谷(3)	久谷	1.03	H 15. 2. 7	県告第 161号
指杭	指杭	3.22	H 16. 2. 17	県告第 183号
赤崎	赤崎	1.52	H 17. 3. 29	県告第 431号
七釜	七釜	0.23	H 17. 7. 5	県告第 779号
温泉	湯	1.12	S 45. 6. 19	県告第 778号

歌長	歌長	1.5	H6. 2. 22	県告第 262号
歌長(2)	歌長	0.87	H15. 2. 25	県告第 243号
桧尾	桧尾	0.72	S47. 2. 12	県告第 192号
稲負谷	湯	1.79	S58. 3. 29	県告第 977号
数久谷	歌長	2.49	S62. 7. 21	県告第1145号
細田	細田	0.49	S60. 3. 22	県告第 464号
天神	細田	0.78	H元. 2. 25	県告第 255号
西稲負谷	湯	0.51	H元. 2. 25	県告第 255号
千谷	千谷	1.94	H3. 2. 26	県告第 299号
湯	湯	0.77	H10. 9. 29	県告第1396号
千原	千原	1.01	H14. 3. 26	県告第 451号
大門	飯野	2.78	H15. 3. 28	県告第 440号
井土	井土	2.75	H16. 7. 20	県告第 907号
宮脇	宮脇	1.84	H17. 9. 13	県告第 986号
岸田	岸田	3.06	H17. 9. 13	県告第 986号

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所 I (人家5戸以上等の箇所)

番号	箇所名	大字小字名	崩壊危険箇所		
			傾斜度(度)	延長 (m)	高さ(m)
1	三尾①	三尾	5 5	2 1 0	1 5
2	三尾(2)	三尾上の山	5 5	3 1 0	5 5
3	小三尾	小三尾コウナガ	5 0	2 0 5	3 9
4	小三尾(2)	小三尾小三尾	4 0	2 1 5	3 0
5	赤崎(1)	赤崎	3 0	2 1 0	2 4
6	下住川	和田下住川	3 7	8 5	2 2
7	和田	和田	5 0	2 6 5	2 0
8	久谷(1)	久谷	4 2	1 2 5	5 0
9	久谷(2)	久谷	4 8	3 4 5	2 5
10	正法庵(1)	正法庵	4 0	1 8 5	7 5
11	正法庵(2)①	正法庵	3 5	9 5	3 8
12	藤尾	藤尾	3 0	1 0 5	1 8
13	久斗山(1)	久斗山	3 5	2 6 0	5 0
14	久斗山(2)①	久斗山	3 6	8 5	5 0
15	久斗山(3)①	久斗山	4 2	3 7 0	5 0
16	本谷	久斗山本谷	4 6	1 8 5	5 0
17	赤崎(2)	赤崎	3 2	1 2 0	2 8
18	赤崎(3)	赤崎	3 1	1 1 5	3 0
19	田井(1)	田井	3 8	3 1 5	5 8
20	田井(2)	田井	3 3	9 5	3 4



21	田井(3)	田井	3 4	2 0 0	1 0 8
22	指杭(1)	指杭	3 0	2 9 5	3 8
23	指杭(2)	指杭	3 4	2 6 0	5 0
24	対田(2)	対田	3 4	1 0 0	2 8
25	二日市	二日市	3 5	1 9 0	4 8
26	七釜(1)	七釜	3 6	1 1 0	6 0
27	七釜(2)	七釜	4 0	1 0 0	2 4
28	新市	新市	4 0	2 1 0	2 0 0
29	古市	古市	3 2	1 3 0	1 6
30	用土	用土	4 0	1 3 5	3 0
31	田君	田君	4 2	1 4 0	5 5
32	三谷(1)	三谷南町	3 8	2 1 5	5 6
33	三谷(2)	三谷南町	3 0	3 7 5	6 0
34	三谷緑町	三谷緑町	3 8	2 0 0	3 8
35	浜坂字宇都野町(1)	浜坂宇都野町	3 7	1 2 0	4 0
36	浜坂字宇都野町(2)	浜坂宇都野町	3 2	2 3 0	3 6
37	宇都野町	浜坂宇都野	3 8	1 7 0	4 0
38	諸寄静岡中町	諸寄静岡中町	3 7	1 0 5	6 0
39	諸寄奥町	諸寄奥町	4 0	7 0	1 7
40	奥町	諸寄奥町	3 5	3 0 0	5 6
41	諸寄②	諸寄川中	5 0	2 9 2	6 0
42	釜屋(2)	釜屋村の中	3 5	2 6 0	6 0
43	釜屋(2)	釜屋釜屋	3 8	2 0 0	4 0
44	居組(2)①	居組	4 2	1 2 5	4 2
45	向町	居組向町	3 5	3 7 0	6 0
46	居組	居組寺町	4 2	2 2 5	5 2
47	居組(2)②	居組	3 0	7 5	4 8
48	諸寄①	諸寄川中	4 4	2 2 5	3 7
49	諸寄③	諸寄川中	5 3	2 2 7	3 6
50	三尾②	三尾小三尾	5 0	1 0 5	2 5
51	三尾③	三尾	4 5	2 0 5	4 5
52	久斗山(3)②	久斗山	5 0	1 0 5	5 0
53	居組(3)	居組	3 5	3 0	3 0
54	諸寄(2)	諸寄宝木	3 3	1 4 0	4 4
55	諸寄(3)	諸寄	3 7	8 0	4 6
56	諸寄(4)	諸寄静岡上町	4 0	8 0	6 4
57	諸寄(5)	諸寄	4 0	1 2 0	2 4
58	芦屋(1)	芦屋	3 8	1 4 0	7 4
59	芦屋(2)	芦屋	4 2	1 5 0	2 2

60	芦屋(3)	芦屋	4 5	1 2 0	1 6
61	浜坂(1)	浜坂宇都野	3 5	1 2 5	3 3
62	三谷(3)	三谷緑町	3 5	4 0	2 4
63	三谷(4)	三谷緑町	3 0	2 5 0	2 2
64	三谷(5)	三谷	3 4	9 0	1 6
65	三谷(6)	三谷	3 5	3 2 5	2 6
66	田君(2)	田君	4 6	2 4 5	8 6
67	指杭(3)	指杭	3 6	7 5	7 0
68	二日市(2)	二日市	4 0	1 2 5	1 3
69	七釜(3)	七釜	5 0	1 1 0	4 5
70	七釜(4)	七釜	6 0	1 1 0	2 9
71	用土(2)	用土	3 0	7 5	1 3
72	高末(1)	高末	5 0	1 1 0	1 9
73	高末(2)	高末	3 2	1 9 5	1 0 4
74	高末(3)	高末	3 0	9 5	4 2
75	三尾(3)	三尾字三尾	4 5	1 3 0	2 0
76	和田(2)	和田	4 5	1 4 0	3 3
77	久谷(3)	久谷	4 7	4 5	6
78	久斗山(4)	久斗山	4 0	8 0	2 0
79	境(1)	境	4 0	7 0	6
80	清富(1)	清富	4 5	1 3 0	1 2
81	桧尾①	桧尾	5 1	1 2 5	8
82	栃谷口(1)①	熊谷栃谷口	3 5	1 3 0	4 5
83	栃谷口(2)	熊谷栃谷口	3 5	1 4 8	5 8
84	栃谷口(3)	熊谷栃谷口	3 9	2 2 5	5 4
85	仁連寺	熊谷仁連寺	3 9	3 0 3	9 6
86	金屋(1)	金屋	3 5	2 9 0	6 5
87	数久谷①	歌長数久谷	4 0	2 6 3	4 4
88	今岡	金屋今岡	3 5	1 8 5	6 8
89	金屋(2)	金屋	3 7	3 0 2	6 9
90	城坂①	井土城坂	3 0	2 9 0	4 6
91	細田	細田前田	4 0	1 4 0	6 7
92	温泉	湯水路新田	4 5	2 4 3	3 0
93	高山	歌長高山	4 0	4 1 5	7 0
94	歌長	歌長上へ浅岡田	3 8	1 9 5	2 8
95	天神	湯	3 9	2 6 0	2 2
96	稲負谷	湯東稲負谷	4 1	4 8 5	7 0
97	西稲負谷	湯	4 0	1 1 0	4 6
98	湯	湯	3 4	1 7 3	8 4

99	切畑	切畑	5 5	1 8 6	2 8
100	丹土	丹土	3 0	1 1 0	4 0
101	飯野(1)	飯野	3 4	2 3 8	4 2
102	大門	飯野大門	3 4	3 3 0	4 0
103	飯野(2)①	飯野	3 5	1 1 0	6 8
104	千原	千原	3 5	2 3 3	4 0
105	鐘尾(1)①	鐘尾	3 8	4 1 2	1 2 3
106	鐘尾(2)	鐘尾	3 5	1 3 0	2 6
107	千谷	千谷畑原	4 0	5 5 0	6 6
108	宮脇	宮脇	3 2	1 9 5	6 0
109	田中	田中	3 7	2 0 0	1 8
110	岸田	田中	4 0	4 0 0	1 0 6
111	向山	海上向山	4 2	2 7 0	7 5
112	海上	海上	3 5	2 3 0	3 0
113	鐘尾(1)②	鐘尾	4 0	3 7 5	1 2 0
114	城坂②	井土城坂	3 2	1 4 7	4 2
115	数久谷②	歌長数久谷	3 4	1 9 5	5 2
116	数久谷③	歌長数久谷	3 6	2 0 1	5 8
117	栃谷口(1)②	熊谷栃谷口	3 5	1 4 0	5 2
118	千谷(2)	千谷	3 7	1 6 0	8 4
119	千谷(3)	千谷	6 0	3 0 0	1 2
120	千谷(4)	千谷八田	3 5	1 0 0	4 8
121	内山(1)	内山	3 5	9 5	3 2
122	内山(2)	内山	4 6	2 0	1 4
123	内山(3)	内山	4 0	1 1 5	4 0
124	海上(2)	海上	3 6	1 8 3	4 0
125	石橋(1)	石橋	4 0	7 5	2 2
126	鐘尾(3)	鐘尾	6 5	2 7 5	1 0
127	竹田(1)	竹田後山	3 2	1 4 2	7 6
128	竹田(2)	竹田後山	3 9	1 1 8	6 0
129	千原(2)	千原竹田	3 1	1 2 3	6 0
130	竹田(3)	竹田	5 6	1 3 0	3 4
131	竹田(4)	竹田	5 2	3 6 0	8
132	竹田(5)	竹田	6 0	9 8	1 2
133	竹田(6)	竹田	3 7	1 6 2	3 4
134	竹田(7)	竹田	3 0	1 8 3	1 4
135	竹田(8)	竹田	3 1	2 5 5	8 0
136	飯野(3)	飯野	3 0	2 8 5	5 4
137	飯野(4)	飯野	3 4	1 1 5	5 4

138	塩山(1)	塩山	3 6	1 9 5	1 8
139	今岡(2)	今岡金屋口	4 1	2 8 0	1 4 0
140	井土(1)	井土出合	3 0	1 0 5	5 0
141	井土(2)	井土八日市	3 5	2 1 3	5 2
142	井土(3)	井土八日市	3 4	8 5	4 2
143	細田(2)	細田	3 0	1 6 0	6 0
144	細田(3)	細田	4 3	1 6 0	8 6
145	細田(4)	細田	4 2	1 3 3	2 5
146	細田(5)	細田	3 4	1 4 5	4 3
147	細田(6)	細田	3 1	7 5	4 2
148	湯(2)	湯	3 4	2 1 5	8 6
149	湯(3)	湯	3 3	2 7 7	6 8
150	湯(4)	湯	4 0	2 0 0	4 9
151	湯(5)	湯	7 0	7 0	3 6
152	湯(6)	湯	3 2	1 2 3	5 0
153	湯(7)	湯	3 2	6 0	1 6
154	湯(8)	湯	7 0	2 9 0	7
155	湯(9)	湯	4 6	3 0 0	8 6
156	湯(10)	湯	4 2	7 0	8
157	湯(11)	湯	4 0	1 7 2	4 9
158	湯(12)	湯	3 0	3 5	3 0
159	湯(13)	湯	3 9	8 0	6 9
160	湯(14)	湯	3 2	1 0 0	6 6
161	湯(15)	湯	7 3	7 0	3 0
162	桐岡(1)	桐岡	6 3	6 5	1 0
163	桐岡(2)	桐岡	3 8	2 0	6
164	中辻(1)	中辻	3 0	1 4 5	2 2
165	歌長(1)	歌長	3 2	1 0 1	4 6
166	歌長(2)	歌長	3 3	8 8	2 4
167	歌長(3)	歌長	3 5	7 5	7 8
168	歌長(4)	歌長	4 0	1 3 5	8 5
169	歌長(5)	歌長	4 5	7 4	2 6
170	歌長(6)	歌長	3 5	6 3	2 2
171	歌長(7)	歌長	4 5	9 8	3 0
172	熊谷(7)	熊谷神田	3 0	1 2 5	7 6
173	熊谷(1)	熊谷神田	3 2	2 5 5	8 6
174	熊谷(2)	熊谷大熊	3 7	2 3 8	3 0
175	伊角(1)	伊角	4 5	5 5	5
176	岸田(1)	岸田青下	3 3	1 1 8	1 5 6

## (4) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1～4戸の箇所）

番号	箇所名	大字小字名	崩壊危険箇所		
			傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
1	居組(4)	居組	3 7	4 0	5 2
2	居組(5)	居組	3 4	3 5	2 0
3	居組(6)	居組	3 5	8 0	4 6
4	居組(7)	居組	3 6	6 0	1 6
5	釜屋(3)	釜屋	4 2	9 5	4 5
6	諸寄(6)	諸寄京屋	3 6	1 0 5	2 4
7	諸寄(7)	諸寄宝木	4 0	3 0	9
8	諸寄(8)	諸寄奥町	4 6	3 5	2 2
9	諸寄(9)	諸寄静岡上町	3 3	1 4 0	5 8
10	諸寄(10)	諸寄静岡上町	3 5	4 0	6 2
11	芦屋(4)	芦屋	4 3	1 2 0	8 0
12	芦屋(5)	芦屋	4 0	1 1 5	5 4
13	浜坂(2)	浜坂宇都野町	3 5	4 0	1 0
14	浜坂(3)	浜坂宇都野町	4 2	6 5	1 2
15	浜坂(4)	浜坂宇都野町	4 3	7 5	7
16	清富(2)	清富	3 6	2 8 0	2 2 0
17	三谷(7)	三谷	3 4	9 0	6 2
18	三谷(8)	三谷	5 5	6 0	1 6
19	古市(2)	古市	3 8	7 5	4 5
20	古市(3)	古市	3 0	7 5	3 5
21	古市(4)	古市	6 0	7 5	6
22	指杭(4)	指杭	3 0	2 5	2 0
23	指杭(5)	指杭	3 3	3 0	3 5
24	二日市(3)	二日市	4 2	8 0	4 6
25	二日市(4)	二日市	3 7	4 8	3 0
26	二日市(5)	二日市	3 5	6 5	3 0
27	田井(4)	田井	3 0	7 0	1 6
28	田井(5)	田井	3 9	9 0	2 8
29	対田(1)	対田	3 6	4 5	2 8
30	対田(3)	対田	4 0	1 9 0	8
31	対田(4)	対田	4 0	1 1 0	2 5
32	赤崎(4)	赤崎	3 0	1 1 5	2 6
33	赤崎(5)	赤崎	3 4	8 0	1 6
34	赤崎(6)	赤崎	3 8	9 0	3 0
35	赤崎(7)	赤崎	4 0	1 1 8	2 6
36	高末(4)	高末	3 3	1 1 0	6 6

37	正法庵(2)②	正法庵	4 5	1 0 0	2 0
38	和田(3)	和田	3 2	6 5	2 6
39	和田(4)	和田	3 6	3 5	1 8
40	久谷(4)	久谷	4 4	3 5	3 0
41	久谷(5)	久谷	3 8	4 5	1 4
42	久谷(6)	久谷	3 5	7 0	2 2
43	辺地	辺地	3 1	4 5	1 8
44	藤尾(2)	藤尾	4 0	1 3 5	3 0
45	藤尾(3)	藤尾	4 0	9 0	2 0
46	境(2)	境	4 5	7 5	2 8
47	境(3)	境	4 5	6 0	6
48	久斗山(2)②	久斗山	4 5	5 0	5 0
49	久斗山(5)	久斗山	3 8	7 0	2 3
50	久斗山(6)	久斗山	4 0	5 0	1 5
51	久斗山(7)	久斗山本谷	4 0	5 5	5 0
52	境大味(1)	境大味	3 2	9 0	2 6
53	境大味(2)	境大味	3 5	2 5	1 6
54	境中小屋(1)	境中小屋	3 5	1 1 0	2 0
55	境中小屋(2)	境中小屋	4 5	6 5	2 4
56	赤崎(8)	赤崎	4 0	1 1 0	2 5
57	千谷(5)	千谷	4 8	6 5	8
58	千谷(6)	千谷	4 0	3 0	2 4
59	内山(4)	内山	5 0	4 5	6
60	内山(5)	内山	3 4	8 0	2 4
61	内山(6)	内山	3 5	5 0	3 6
62	内山(7)	内山	3 8	6 5	9 2
63	内山(8)	内山	3 3	7 5	7 6
64	内山(9)	内山	4 0	9 5	2 3
65	内山(10)	内山	3 5	3 5	3 0
66	越坂(1)	越坂越坂	3 3	1 2 5	7 0
67	越坂(2)	越坂	3 8	3 0	6 0
68	越坂(3)	越坂	3 0	3 0	5 8
69	越坂(4)	越坂	3 2	1 1 0	4 6
70	越坂(5)	越坂	3 9	6 0	4 4
71	海上(3)	海上	3 9	9 0	3 5
72	石橋(2)	石橋	3 0	5 0	9
73	田中(2)	田中	3 4	1 5 2	4 8
74	田中(3)	田中	3 4	1 1 5	1 8
75	田中(4)	田中	3 7	2 0	8

76	田中(5)	田中	4 0	7 4	1 2
77	鐘尾(4)	鐘尾	3 6	1 4 0	6 2
78	千原(3)	千原	3 9	1 7 0	4 0
79	千原(4)	千原	3 4	1 4 0	7 0
80	千原(5)	千原	4 0	5 8	6 4
81	千原(6)	千原	3 2	1 3 0	3 6
82	竹田(9)	竹田後山	3 2	1 0 0	5 4
83	竹田(10)	竹田後山	3 5	1 7 0	7 7
84	竹田(11)	竹田	3 2	1 2 2	6 2
85	竹田(12)	竹田	4 6	7 0	1 0
86	飯野(2)②	飯野	3 3	7 0	6 6
87	飯野(5)	飯野	3 5	9 5	2 0
88	飯野(6)	飯野	3 5	2 5	1 2
89	飯野(7)	飯野	3 5	1 0 5	1 6
90	飯野(8)	飯野	4 0	1 2 0	3 0
91	飯野(9)	飯野	5 1	1 2 4	1 4
92	飯野(10)	飯野	3 9	5 5	1 6
93	飯野(11)	飯野	3 4	6 8	1 2
94	塩山(2)	塩山	3 0	4 5	2 0
95	塩山(3)	塩山	4 5	5 0	1 0
96	塩山(4)	塩山	3 6	2 5	2 6
97	塩山(5)	塩山	3 0	2 5	1 6
98	塩山(6)	塩山	3 2	2 0	1 0
99	塩山(7)	塩山	4 1	5 5	1 3
100	塩山(8)	塩山	3 2	7 0	1 6
101	塩山(9)	塩山	3 7	8 3	2 6
102	塩山(10)	塩山	4 2	6 8	6
103	今岡(3)	今岡金屋口	4 4	1 5 7	1 0 2
104	今岡(4)	今岡金屋口	3 9	1 1 0	8 0
105	今岡(5)	今岡金屋口	4 1	9 2	7 8
106	井土(4)	井土城坂	3 1	1 1 5	4 4
107	井土(5)	井土黒坂	3 3	1 3 0	7 0
108	井土(6)	井土黒坂	3 6	1 9 8	4 8
109	細田(7)	細田	3 8	5 3	4 6
110	細田(8)	細田	3 3	7 3	7 4
111	湯(16)	湯	4 0	8 0	4 0
112	湯(17)	湯	3 5	1 1 4	5 4
113	湯(18)	湯	3 4	3 8	2 8
114	湯(19)	湯	3 0	1 7 8	6 4

115	湯(20)	湯	3 2	7 0	7 0
116	桐岡(3)	桐岡	3 2	3 9	1 8
117	桐岡(4)	桐岡	3 5	6 3	3 8
118	桐岡(5)	桐岡	3 0	1 8 5	3 8
119	桐岡(6)	桐岡	3 7	1 0 5	1 6
120	丹土(2)	丹土	3 1	5 0	1 2
121	中辻(2)	中辻	3 4	7 0	1 3
122	中辻(3)	中辻	4 5	2 5	1 8
123	歌長(8)	歌長	4 5	7 5	1 4
124	歌長(9)	歌長	4 2	4 5	3 4
125	歌長(10)	歌長	5 5	3 8	8
126	歌長(11)	歌長	3 5	6 2	6
127	歌長(12)	歌長	4 7	1 6 5	1 2
128	歌長(13)	歌長	3 7	1 2 5	6 4
129	歌長(14)	歌長高山	3 9	9 5	2 4
130	歌長(15)	歌長高山	3 6	1 7 0	2 2
131	多子(1)	多子多子	3 4	1 2 3	4 2
132	多子(2)	多子多子	3 5	7 6	3 4
133	多子(3)	多子多子	4 2	7 7	6
134	多子(4)	多子多子	3 4	3 1	2 8
135	多子(5)	多子多子	3 7	3 8	6
136	多子(6)	多子多子	4 2	6 0	9
137	切畑(2)	切畑	3 9	8 5	1 2
138	切畑(3)	切畑	4 9	2 5	1 0
139	切畑(4)	切畑	3 8	3 0	6
140	切畑(5)	切畑	3 9	1 4 0	1 7
141	春来(1)	春来湯谷	3 2	8 0	6 8
142	春来(2)	春来湯谷	3 2	7 5	6 2
143	春来(3)	春来湯谷	3 8	7 0	5 0
144	春来(4)	春来湯谷	3 7	1 8 0	7 1
145	春来(5)	春来湯谷	3 5	1 3 5	8 2
146	春来(6)	春来湯谷	4 6	1 4 5	1 0 8
147	春来(7)	春来湯谷	3 2	3 0 0	1 1 0
148	春来(8)	春来	3 7	1 0 5	2 0
149	春来(9)	春来	3 7	8 3	3 0
150	春来(10)	春来	3 3	3 4	1 0
151	春来(11)	春来	4 3	1 0 5	2 3
152	熊谷(3)	熊谷仁連寺	4 0	1 2 3	7 3
153	熊谷(4)	熊谷仁連寺	3 3	1 5 5	7 1



154	熊谷(5)	熊谷栃谷口	3 4	1 5 3	5 0
155	熊谷(6)	熊谷栃谷口	3 4	1 3 3	2 8
156	熊谷(7)	熊谷神田	4 0	4 5	2 0
157	熊谷(8)	熊谷大熊	4 7	1 0 7	7
158	熊谷(9)	熊谷大熊	3 6	9 5	5 0
159	熊谷(10)	熊谷大熊	5 2	1 0 5	1 2
160	熊谷(11)	熊谷大熊	4 2	8 8	3 0
161	伊角(2)	伊角	3 3	1 3 5	7 4
162	伊角(3)	伊角	3 5	4 5	1 6
163	伊角(4)	伊角	5 0	2 9	6
164	伊角(5)	伊角	4 7	3 6	8
165	伊角(6)	伊角	3 2	5 3	3 0
166	伊角(7)	伊角	3 0	1 5 0	5 0
167	伊角(8)	伊角	4 1	9 3	2 8
168	伊角(9)	伊角	3 9	2 3 6	4 4
169	伊角(10)	伊角	6 7	7 3	6
170	伊角(11)	伊角	3 7	1 8 7	5 7
171	桧尾②	桧尾	4 6	7 0	4 4
172	桧尾③	桧尾	4 2	7 0	3 2
173	岸田(2)	岸田菅原	3 8	1 0 0	5 2
174	岸田(3)	岸田肥前畑	3 6	5 1 0	1 2 2
175	井土(7)	井土城坂	4 2	5 3	5
176	井土(8)	井土城坂	6 0	5 0	6

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ（人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）

番号	箇所名	大字小字名	崩壊危険箇所		
			傾斜度(度)	延長(m)	高さ (m)
1	諸寄(11)	諸寄京屋	3 3	1 9 5	4 6
2	諸寄(12)	諸寄宝木	3 6	2 0 5	1 2 0
3	芦屋(6)	芦屋	3 8	1 1 0	1 1 4
4	芦屋(7)	芦屋	4 0	1 8 5	1 4 0
5	清富(3)	清富	3 7	2 7 7	3 8
6	清富(4)	清富	3 9	2 9 0	1 6
7	清富(5)	清富	4 1	1 7 5	2 2
8	三谷(9)	三谷緑町秋葉台	3 5	1 7 0	3 2
9	三谷(10)	三谷	3 3	1 2 0	1 7
10	栃谷	栃谷	3 8	2 8 5	5 2
11	指杭(6)	指杭	3 9	2 1 0	5 2
12	二日市(6)	二日市	3 2	1 0 5	4 0

13	二日市(7)	二日市	3 4	1 1 5	7 0
14	田井(6)	田井	3 2	1 2 0	2 2
15	田井(7)	田井	3 5	1 3 0	8 6
16	赤崎(8)	赤崎	3 7	1 7 5	2 8
17	赤崎(9)	赤崎	3 6	1 1 0	2 5
18	赤崎(10)	赤崎	4 0	1 8 0	3 0
19	高末(5)	高末	3 3	1 4 5	5 6
20	和田(5)	和田	3 5	2 1 0	3 0
21	和田(6)	和田	3 8	1 5 5	2 0
22	藤尾(4)	藤尾	3 9	1 1 0	3 8
23	藤尾(5)	藤尾	3 8	1 8 0	4 0
24	久斗山(8)	久斗山	3 7	1 6 0	4 0
25	久斗山(9)	久斗山	3 8	2 6 5	2 4
26	久斗山(10)	久斗山本谷	4 5	1 7 0	3 0
27	千谷(7)	千谷	3 8	1 3 0	1 0 4
28	千谷(8)	千谷八田	3 6	1 4 5	7 9
29	宮脇(2)	宮脇	3 0	2 0 0	9 8
30	宮脇(3)	宮脇	3 8	2 4 5	6 4
31	鐘尾(5)	鐘尾	3 6	2 1 0	1 1 8
32	千原(7)	千原	3 1	5 3 0	1 1 2
33	千原(8)	千原	3 5	1 7 0	8 1
34	千原(9)	千原	3 7	2 8 4	8 2
35	千原(10)	千原	3 4	2 2 5	6 5
36	千原(11)	千原	3 9	4 1 8	7 4
37	竹田(13)	竹田	3 2	1 9 2	4 2
38	竹田(14)	竹田	4 4	1 0 0	1 5
39	飯野(12)	飯野	3 0	2 0 5	7 8
40	井土(7)	井土黒坂	3 4	1 7 5	7 8
41	湯(21)	湯	3 7	1 5 0	5 4
42	歌長(16)	歌長	3 9	1 0 5	7 4
43	歌長(17)	歌長	3 5	1 6 2	7 6
44	春来(12)	春来湯谷	3 7	1 2 8	6 2
45	春来(13)	春来湯谷	3 7	1 5 3	7 0
46	春来(14)	春来湯谷	3 5	1 9 3	9 3
47	熊谷(12)	熊谷仁連寺	4 5	2 5 0	1 0 0
48	熊谷(13)	熊谷栃谷口	3 1	1 0 0	6 6
49	桧尾④	桧尾	3 2	1 3 2	6 2

## (6) がけ崩れ等で危険な道路

路 線 名	危 険 予 想 事 項
町 道 海 上 河 合 谷 線	落石及びがけ崩れ
町 道 湯 村 数 久 谷 線	落石及びがけ崩れ
町 道 飯 野 中 辻 線	落石及びがけ崩れ
町 道 青 下 花 口 線	落石及びがけ崩れ
町 道 歌 長 高 山 線	落石及びがけ崩れ
町 道 内 山 蒲 生 線	落石及びがけ崩れ
町 道 石 橋 海 上 線	落石及びがけ崩れ

## (7) 土石流危険溪流

溪流番号 岸(結・山・大)－浜坂 水系名 岸田川、大栃川、結川、山陰普通

溪流番号	溪流名	所在地	流域概要		土石流氾濫区域		計画流出土砂量 (m <sup>3</sup> )
			溪流長 (m)	流域面積 (m <sup>2</sup> )	氾濫区域延長 (m)	氾濫区域面積 (m <sup>2</sup> )	
I-1	寺井川	居組	630	230,000	500	34,300	4,000
I-2	居組川	居組	210	40,000	140	5,000	2,400
II-3	京屋谷川	居組	420	40,000	130	12,200	900
I-4	奥町川	奥町	110	10,000	190	6,000	200
I-5	松堀川	諸寄	920	130,000	320	60,500	1,700
I-6	諸寄南谷川	諸寄	810	150,000	330	1,800	1,800
I-7	諸寄川	諸寄	270	40,000	290	13,800	2,400
I-8	諸寄北谷川	諸寄	560	70,000	530	21,700	3,300
I-9	宮谷川	浜坂	510	80,000	350	20,700	4,500
I-10	浜坂宮谷川	浜坂	370	50,000	450	25,200	700
I-11	用土谷川	用土	450	100,000	570	36,900	2,400
I-12	三谷山川	古市	470	90,000	200	18,600	1,900
II-13	古市谷川	古市	450	110,000	200	12,200	1,800
I-14	七釜谷川	七釜	330	30,000	210	11,800	700
II-15	味原川	浜坂	1,700	480,000	400	25,600	4,600
II-16	田君谷川	田君	750	130,000	320	17,900	5,600
I-17	下三成川	田君	290	20,000	180	19,400	1,500
I-18	間谷川	久斗山	1,020	220,000	80	6,900	2,800
I-19	山谷川	久斗山	470	70,000	80	9,300	400
II-20	久斗山谷川	久斗山	150	10,000	80	4,900	100
II-21	境川	境	350	30,000	200	7,000	1,700
I-22	猪ノ奥川	境	720	190,000	320	18,500	1,400
II-23	大味谷川	境	650	150,000	330	12,900	1,400
I-24	辺地谷川	辺地	490	80,000	400	39,000	4,800
I-25	三谷山川	辺地	310	60,000	210	22,300	600

II-26	后山川	辺地	300	30,000	200	11,100	500
II-27	高末東谷川	高末	280	30,000	100	8,600	500
I-28	正法庵川	正法庵	690	110,000	520	24,000	2,700
I-29	高末北谷川	高末	400	60,000	400	37,200	900
I-30	久谷北奥川	久谷	1,000	240,000	350	19,200	3,500
II-31	久谷南谷川	久谷	500	90,000	60	7,000	3,800
I-32	久谷北谷川	久谷	1,020	390,000	310	5,980	4,500
I-33	赤崎谷川	赤崎	200	10,000	400	16,300	700
I-34	赤崎川	赤崎	170	20,000	130	6,000	700
I-35	赤崎川	赤崎	630	170,000	200	11,900	1,800
I-36	和田川	和田	1,760	650,000	830	32,000	16,700
I-37	下住川	和田	1,640	560,000	1,100	25,100	9,400
I-38	和田川	和田	250	20,000	150	6,800	1,100
II-39	和田北谷川	和田	770	250,000	250	8,700	5,300
II-40	和田南谷川	和田	460	70,000	250	12,700	400
I-41	対田川	対田	220	10,000	250	18,800	100
I-42	奥村川	対田	1,020	290,000	380	20,300	5,600
I-43	田井北川	田井	370	40,000	170	18,400	1,000
I-44	田井東川	田井	410	30,000	220	8,500	400
I-45	田井南川	田井	560	150,000	120	14,900	1,400
I-46	田井西川	田井	540	130,000	370	37,300	2,100
I-47	指杭川	指杭	450	10,000	470	20,200	200
I-48	清富東谷	清富	300	50,000	250	28,700	1,800
I-49	清富西谷	浜坂	470	100,000	300	15,200	700
I-50	小三尾川	三尾	930	170,000	330	12,400	2,000
I-51	小三尾川	三尾	720	90,000	280	9,330	2,500
I-52	三尾川	三尾	1,100	450,000	400	18,500	5,500
I-53	三尾川	三尾	670	120,000	220	10,600	2,100
II-54	三尾川	三尾	180	180,000	40	4,000	400

溪流番号 岸一温泉 水系名 岸田川

溪流番号	溪流名	所在地	流域概要		土石流氾濫区域		計画流出土砂量 (m <sup>3</sup> )
			溪流長 (m)	流域面積 (m <sup>2</sup> )	氾濫区域延長 (m)	氾濫区域面積 (m <sup>2</sup> )	
I-1	下鎧谷川	岸田	640	140,000	170	10,500	4,400
I-2	田中川	田中	550	70,000	260	28,600	5,500
I-3	田中川	田中	500	80,000	360	35,200	1,200
I-4	猪の谷川	田中	530	60,000	460	52,000	4,200
I-5	田中川	田中	1,220	260,000	440	47,600	32,900
II-6	石橋川	石橋	230	110,000	220	13,800	900

Ⅱ-7	越坂西谷	越坂	570	140,000	480	20,000	17,100
Ⅱ-8	内山南谷	内山	500	90,000	180	10,500	500
I-9	小又川	内山	410	50,000	200	18,300	1,200
I-10	小又川	内山	390	30,000	240	17,500	600
Ⅱ-11	内山北谷	内山	650	60,000	100	4,500	1,900
Ⅱ-12	千谷川	千谷	950	530,000	430	25,000	2,800
Ⅱ-13	千谷南谷	千谷	350	100,000	210	12,600	2,100
I-14	長谷川	千谷	260	60,000	140	10,500	500
I-15	オミキ川	千谷	1,800	830,000	520	29,300	10,800
Ⅱ-16	千谷北谷	千谷	220	30,000	140	5,400	400
I-17	隠尻川	鐘尾	210	40,000	200	10,600	2,100
Ⅱ-18	隠尾川	鐘尾	720	250,000	170	9,600	3,600
I-19	坂本川	鐘尾	380	140,000	180	3,800	2,400
I-20	坂本川	鐘尾	1,310	1,010,000	370	22,400	4,500
I-21	白谷川	千原	320	40,000	350	28,300	1,200
I-22	白谷川	千原	580	580,000	460	22,700	6,000
Ⅱ-23	千原南谷	千原	210	30,000	320	25,500	300
Ⅱ-24	千原北中谷	千原	130	20,000	300	25,000	200
I-25	寺谷川	千原	320	140,000	320	27,000	400
Ⅱ-26	千原北谷	千原	310	50,000	210	16,500	4,800
I-27	照来川	切畑	1,700	780,000	700	29,500	6,800
I-28	切畑川	切畑	790	150,000	270	14,900	3,400
I-29	切畑	切畑	1,340	430,000	150	7,800	6,000
I-30	丹土川	丹土	820	60,000	250	18,500	400
I-31	前田川	塩山	1,060	380,000	900	29,500	8,400
I-32	ホウキ川	飯野	1,230	910,000	160	16,700	6,100
I-33	飯野川	飯野	580	300,000	310	27,100	2,300
I-34	奥山川東谷	飯野	410	120,000	300	31,500	600
I-35	奥山川	飯野	1,080	730,000	250	28,700	7,500
Ⅱ-36	亀谷川	飯野下流	320	50,000	90	4,900	1,600
I-37	所谷川	竹田	1,720	690,000	800	58,000	15,400
I-38	下道川	竹田	1,100	440,000	510	67,800	21,400
I-39	西ヶ谷	竹田	250	30,000	430	45,500	300
I-40	西ヶ谷川	竹田	960	650,000	500	40,000	2,400
I-41	西ヶ谷	竹田	360	30,000	200	9,500	300
Ⅱ-42	湯谷西谷	春来	800	340,000	170	6,800	900
I-43	芦谷川	歌長	1,400	340,000	150	18,500	6,300
Ⅱ-44	高山南谷	歌長	500	60,000	1,800	40,000	9,900
Ⅱ-45	古賀谷川	歌長	500	150,000	90	4,300	2,500

II-46	桑谷川	湯	980	260,000	180	11,500	6,000
I-47	湯東谷	湯	250	50,000	170	8,000	2,500
I-48	湯東奥谷	湯	310	30,000	130	7,500	400
I-49	鳥ノ奥川	湯	290	70,000	400	7,000	1,700
I-50	湯川	湯	310	100,000	270	8,400	3,900
I-51	釜町川	湯	320	60,000	120	8,500	3,600
I-52	稲負谷川	湯	260	40,000	120	8,200	1,000
II-53	湯西谷	湯	560	80,000	110	5,800	4,200
I-54	稲負谷川	湯	230	20,000	140	6,500	400
I-55	滝見ヶ原川	湯	800	230,000	210	20,800	4,400
I-56	済谷川	湯	980	220,000	80	5,200	400
I-57	湯川	湯	140	20,000	210	8,300	1,100
II-58	登尾川	細田	320	70,000	80	2,700	800
I-59	三谷川	湯	950	250,000	200	17,100	10,800
I-60	三谷川	細田	570	80,000	200	15,200	3,900
I-61	細田川	細田	330	40,000	1,400	85,500	2,400
I-62	井土川	井土	1,080	200,000	400	63,200	2,100
I-63	八日市川	井土	140	30,000	430	52,500	1,300
I-64	谷奥川	井土	360	50,000	500	72,000	1,900
I-65	井土南谷	井土	1,070	240,000	450	42,500	2,600
I-66	井土北中谷	井土	720	150,000	340	36,000	1,400
II-67	井土北谷	井土	880	330,000	300	25,500	1,100
I-68	金屋口南谷	今岡	610	150,000	240	21,600	1,800
I-69	数久谷川	歌長	760	430,000	680	27,200	3,800
I-70	数久谷	数久谷	280	80,000	90	3,900	200
I-71	大宮谷川	伊角	1,180	720,000	580	35,800	2,900
I-72	庄谷川	伊角	310	50,000	230	16,500	300
I-73	ササンベ川	熊谷	750	190,000	480	26,300	12,700
II-74	長谷川	熊谷	1,100	750,000	1,100	35,000	13,700
I-75	奥川	熊谷	950	370,000	660	50,000	1,400
I-76	フタメ川	熊谷	1,090	420,000	280	17,500	4,900
I-77	フタメ川	熊谷	630	190,000	240	15,500	1,400
II-78	栃谷口西	熊谷	410	90,00	130	7,200	800
I-79	栃谷口西	熊谷	710	200,000	150	8,700	2,300
I-80	大八屋川	金屋	1,250	420,000	350	18,500	3,000
II-81	細見谷川	後山	1,760	1,460,000	220	27,500	21,100

## 第5章 住民に対する周知方法

水防指令、気象、水位の状況、出動、避難、解除、その他水防上必要な項についての伝達方法は、

次により行う。

(1) 伝達

- ア サイレンによる周知伝達
- イ 有線放送、CATV、電話、ファクシミリ等有線通信機器による周知伝達
- ウ 広報車及び拡声装置付車両による周知伝達
- エ 水道無線、消防無線（消防団用受令器を含む）及びアマチュア無線の利用による周知伝達
- オ 屋外情報表示板及び町内掲示板の利用による周知伝達
- カ 新温泉町ホームページによる周知伝達
- キ 臨時刊行印刷物の配布による周知伝達
- ク その他、新温泉町地域防災計画の情報計画に基づき周知伝達の強化を図る。

## 第6章 情報連絡先

連絡先一覧表

連絡先	所在地	責任者	通信連絡方法
水防本部	新温泉町浜坂 2 6 7 3 - 1	町長	8 2 - 3 1 1 1
新温泉町消防団	新温泉町浜坂 2 6 7 3 - 1	団長	8 2 - 5 6 2 1
美方広域消防本部	新温泉町今岡	消防長	9 2 - 2 3 9 9
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通 5-10-1	知事	(078)341-7711
新温泉土木事務所	新温泉町芦屋 5 2 2 - 4	所長	(0796)82-3141
新温泉健康福祉事務所	新温泉町三谷 3 8 9 - 1	所長	(0796)82-3161
豊岡農林振興事務所	豊岡市幸町 7 - 1 1	所長	(0796)23-1001
但馬水産事務所	香美町香住 1 8 5 2 - 4	所長	(0796)36-1153
国土交通省豊岡河川国道事務所	豊岡市幸町 1 0 - 3	所長	(0796)22-3126
美方警察署	新温泉町戸田 3 7	署長	8 2 - 0 1 1 0
陸上自衛隊第3特科隊	姫路市峰南 1 - 7 0	連隊長	(0792)22-4001
海上自衛隊阪神基地隊	神戸市魚崎浜町 3 7	隊司令	(078)441-1001
第8管区香住海上保安署	香美町香住境 1 1 0 4 - 4	署長	(0796)36-4999
隣接水防管理者	香美町香住 1 5 9 5 - 3	町長	(0796)36-1111
隣接水防管理者	岩美町浦富 6 7 5 - 1	町長	(0857)73-1411
但馬県民局	豊岡市幸町 7 - 1 1	局長	(0796)23-1001

## 第7章 輸送及び水防設備の確保

### 1 車輛表

	普通自動車			軽自動車		マイク ロバス	計
	貨物	特殊	乗用	貨物	乗用		
水防本部	8	40	11	17	5	2	83

## 2 水防施設資機材

参考資料 別表のとおり

## 第8章 警察署との協定

水防管理者は、水防上、警察署と次の事項について協定する。

- (1) 警察電話の使用について（法第20条第2項）
- (2) 警察区域の監視について（法第14条）
- (3) 警察官の出動について（法第15条）
- (4) 避難、立退きの場合の措置について（法第22条）
- (5) その他相互援助協定に基づき住民保護と秩序維持等のため警察官の協力を要請する。

## 第9章 避難のための立退

- 1 洪水等水害により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを指示し、又、準備をさせることができる。
  - (1) この場合においては、当核地区を管轄する警察署にその旨を通知しなければならない。（法第22条）
  - (2) 水防上、緊急を要するときは建設課長及び町民課長並びに農林水産課長が指示することができる。
  - (3) この場合には、速やかに水防本部長に報告しなければならない。
- 2 避難及び立退き先については、新温泉町地域防災計画風水害等対策計画第3編災害応急対策計画第4節第5款避難対策の実施により実施する。

## 第10章 水防記録

水防管理者は次の水防記録を作成し保管する。

- (1) 水防実施状況報告書（別表様式）
- (2) 法第16条第1項の応援を求めた理由
- (3) 法第17条の水防従事者又は、雇入れた者の住所氏名及び出動時間並びにその理由
- (4) 法第18条の堤防、その他施設の決壊状況
- (5) 法第21条により収用又は、購入の器具資材所有者及びその事由並びに使用場所
- (6) 法第21条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- (7) 法第21条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びに事由
- (8) 法第22条の立退き指示の事由及びその状況
- (9) 警察署の援助状況
- (10) 現場指揮者の職、氏名
- (11) 自衛隊援助の場合はその状況
- (12) 公務により死亡し、負傷し、または病気にかかった者の職、氏名及び手当
- (13) 水防作業に使用した材料及び数量
- (14) 水防工法



- (15) 警戒中の水位観測表
- (16) 水防訓練の概要

## 第 11 章 報告

### 1 知事への報告

水防管理者は次の事項を7日以内に報告するものとする。(河川関係は、新温泉土木事務所を經由。ため池関係は、豊岡農林振興事務所、漁港関係は但馬水産事務所を經由。)

- (1) 前章の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)及び(12)の項目
- (2) その他必要と認める事項

### 2 新温泉土木事務所長への報告

- (1) 水防団待機水位、はん濫注意水位、最高水位に達したとき及びはん濫注意水位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 第16条第1項による他の消防機関又は水防団の応援を求めたとき
- (6) 法第18条による堤防その他施設の決壊状況
- (7) 法第22条による立退き指示の事項
- (8) その他緊急報告を必要とする事項

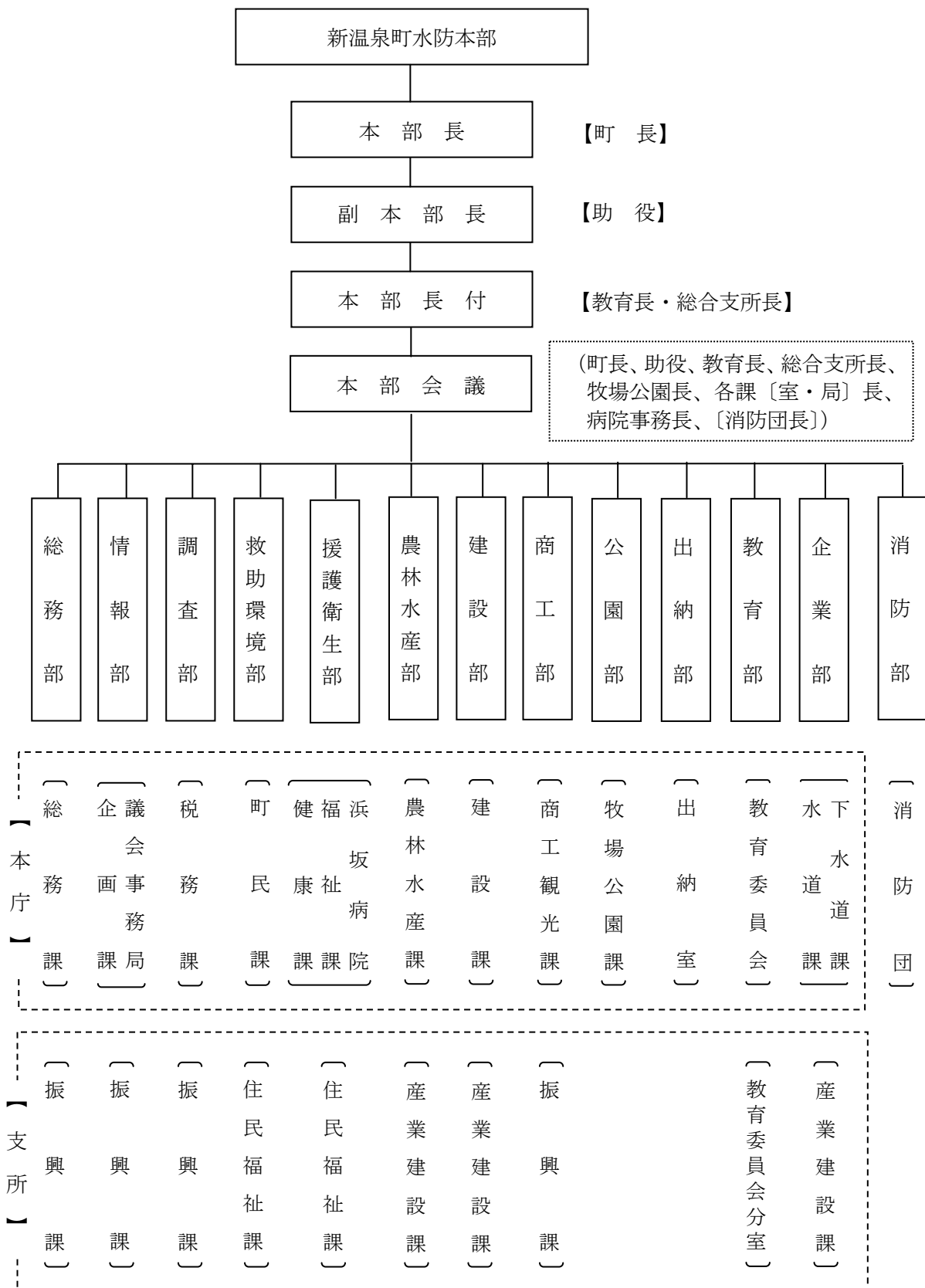
### 3 水防本部長への報告

建設課長及び町民課長、住民福祉課長、農林水産課長、産業建設課長は、次の事項を報告するものとする。

- (1) 水防出動及び解散命令の時刻
- (2) 消防団の出動人員及び活動状況
- (3) 堤防その他の施設等の損壊箇所、種類、延長及びこれに対する処理工法とその効果
- (4) 使用材料の数量
- (5) 破壊損失の器具資材の数量(理由付記)
- (6) 法第17条によって従事した者の住所氏名及び出務時間並びに事由
- (7) 警察機関の援助状況
- (8) 公務により死亡、負傷し、または病気にかかった者の職、氏名及びその手当
- (9) 水位観測

付表 1

水防本部の機構



付表 2

水防本部事務分掌

(イ) 災害対策本部事務分掌

災害対策本部	編 成		事 務 分 掌
本部長 副本部長 本部長付 〃 本 部	町 長 助 役 教育長 総合支所長 牧場公園長 総務課長 企画課長 振興課長 議会事務局長 税務課長 町民課長 住民福祉課長 健康課長 福祉課長 農林水産課長 建設課長 産業建設課長 商工観光課長 出納室長 学校教育課長 社会教育課長 教育委員会分室長 水道課長 下水道課長 浜坂病院事務長 [消防団長]		災害対策本部の総括 1. 本部の設置並びに閉鎖に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 配備体制その他本部命令の下達 4. 国・県への要望事項のとりまとめ 5. 防災会議に関する事 6. 各部並びに各機関との連絡調整 7. 災害対策に関する予算措置 8. 情報収集・伝達 9. その他必要事項の処理
事務局	町民課		
部名	部(副)部長	担当課	事 務 分 掌
総 務 部	部長 総務課長 副部長 振興課長	総務課 振興課	1. 災害対応要員の確保に関する事 2. 災害に関する予算措置に関する事 3. 公用車輛の配車運行に関する事 3. 災害用公用車の手配と配置に関する事 4. 庁舎内外の警備と被害調査に関する事 5. 災害用電話に関する事 6. 食料、物資の調達と配給に関する事

			<ul style="list-style-type: none"> <li>7. 自治会との連絡に関する事</li> <li>8. 各種団体等への協力・要請及びその動員に関する事</li> <li>9. 災害見舞者の応接に関する事</li> <li>10. 国・県への要望・陳情に関する事</li> <li>11. その他、他の部に属さない事項の処理</li> </ul>
情報部	部長 企画課長 副部長 議会事務局長	企画課 議会事務局 振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 被害状況及び応急対策実施状況の全般的とりまとめに関する事</li> <li>2. 気象情報の受信及び各種指令の周知伝達に関する事</li> <li>3. 避難指令及び避難所の広報に関する事</li> <li>4. 自衛隊その他関係機関への連絡並びに協力要請に関する事</li> <li>5. 放送施設の被害調査及び復旧に関する事</li> <li>6. 報道機関との連絡及び後方活動に関する事</li> <li>7. 町議会への報告及び提出資料の調査に関する事</li> <li>8. 記録写真・ビデオ等の作成に関する事</li> </ul>
調査部	部長 税務課長 副部長 振興課長	税務課 振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 人命・財産の被害状況調査に関する事</li> <li>2. 災害に関する税の減免措置に関する事</li> <li>3. 避難所との連絡調整に関する事</li> <li>4. 避難者名簿の作成に関する事</li> </ul>
救助環境部	部長 町民課長 副部長 住民福祉課長	町民課 住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 防災会議に関する事</li> <li>2. 本部会議に関する事</li> <li>3. 被災者の救助に関する事</li> <li>4. 避難所の設置に関する事</li> <li>5. 避難誘導に関する事</li> <li>6. 応急対策の状況把握と対策の指示</li> <li>7. 被災者に対する災害弔慰金の支給に関する事</li> <li>8. 災害救助法事務に関する事</li> <li>9. 死体の収容及び埋火葬並びに慰霊に関する事</li> <li>10. 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事</li> <li>11. 環境衛生施設の被害調査に関する事</li> <li>12. 非常炊出しに関する事</li> <li>13. 本部との連絡調整に関する事</li> <li>14. 消防団との連絡調整に関する事</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>15. 水・火災その他緊急災害に関する事</li> <li>16. 水防作業に関する事</li> <li>17. 災害罹災証明に関する事</li> </ul>
援護衛生部	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長</li> <li>健康課長</li> <li>副部長</li> <li>福祉課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康課</li> <li>福祉課</li> <li>浜坂病院</li> <li>住民福祉課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 医療保険施設等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2. 防疫、消毒に関する事</li> <li>3. 日赤奉仕団体との連絡及び協力要請に関する事</li> <li>4. 福祉施設の被害調査と応急対策に関する事</li> <li>5. 避難者の収容及び介護に関する事</li> <li>6. 要援護者の避難に関する事</li> <li>7. 義援金の受付、配分に関する事</li> <li>8. 罹災相談所の開設に関する事</li> <li>9. 医療機関との連絡及び協力依頼に関する事</li> <li>10. 被災者の生活援護に関する事</li> <li>11. 救護物資・見舞金に関する事</li> <li>12. ボランティアの受入れについて</li> <li>13. 救護班の編成及び救護所の設置運営に関する事</li> <li>14. 現地における避難者の応急相談に関する事</li> <li>15. 要保護世帯の救護に関する事</li> <li>16. 防疫資機材並びに薬品の調達に関する事</li> <li>17. 生活必需品の供給に関する事</li> <li>18. 被害園児の救助及び避難状況に関する事</li> <li>19. 医療及び助産に関する事</li> <li>20. 入院患者の避難に関する事</li> <li>21. 医薬品の確保に関する事</li> <li>22. 要援護者の医療対策に関する事</li> <li>23. 医療関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長</li> <li>農林水産課長</li> <li>副部長</li> <li>産業建設課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産課</li> <li>産業建設課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 農地・農業用施設・林業施設等の被害調査と応急対策に関する事</li> <li>2. 農林業に係る被害調査と応急対策に関する事</li> <li>3. 農林業関係被災者の資金融資に関する事</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>4. 農林業に係る罹災証明に関する事</li> <li>5. 家畜防疫に関する事</li> <li>6. 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関する事</li> <li>7. 食料・燃料資材の確保</li> <li>8. 家畜のへい獣処理</li> <li>9. 農林業団体との連絡調整に関する事</li> <li>10. 水産業に係る被害調査と応急対策に関する事</li> <li>11. 水産業関係被災者への資金融資に関する事</li> <li>12. 水産業に係る罹災証明に関する事</li> <li>13. 漁港の清掃及び廃棄物の処理に関する事</li> <li>14. 水産業団体との連絡調整に関する事</li> </ul>
建設部	部長 建設課長 副部長 産業建設課長	建設課 産業建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 道路・橋梁・河川・土木施設の被害調査と応急復旧対策に関する事</li> <li>2. 災害対策用器材・資材の調達に関する事</li> <li>3. 危険箇所の調査と対策に関する事</li> <li>4. 被災者に対する応急住宅の確保及び仮設住宅の建設に関する事</li> <li>5. 町営住宅の被害調査及び災害対策に関する事</li> <li>6. 通行不能箇所の表示に関する事</li> <li>7. 緊急輸送計画に関する事</li> <li>8. 公園施設に係る被害調査及び復旧に関する事</li> <li>9. 一般住宅等の被害調査の被害調査及び応急危険度判定調査に関する事</li> <li>10. 一般住宅等の建設資金の斡旋等に関する事</li> <li>11. 建設・建築業者との連絡調整に関する事</li> <li>12. 自衛隊の現場活動に関する事</li> </ul>
商工部	部長 商工観光課長 副部長 振興課長	商工観光課 振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 中小企業等の被害調査と応急対策に関する事</li> <li>2. 中小企業に対する資金融資に関する事</li> <li>3. 災害時の外国人及び観光客の救護及び避難状況に関する事</li> <li>4. 観光用施設の被害調査に関する事</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>5. 商工団体との連絡調整に関する事</li> <li>6. 罹災失業者の相談に関する事</li> </ul>
公園部	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長</li> <li>牧場公園長</li> </ul>	牧場公園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 公園施設の被害調査に関する事</li> <li>2. 家畜伝染病の予防に関する事</li> <li>3. 災害時の観光客の救護及び避難状況に関する事</li> <li>4. 本部関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>
出納部	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長</li> <li>出納室長</li> </ul>	出納室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害関係経費支出の審査及び支払いに関する事</li> <li>2. 見舞い金・義援金の収入に関する事</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長</li> <li>学校教育課長</li> <li>副部長</li> <li>社会教育課長</li> </ul>	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2. 被災児童・生徒の救護及び学用品の調達等応急対策に関する事</li> <li>3. 在校児童・生徒の非難状況の調査に関する事</li> <li>4. 臨時校舎の開設に関する事</li> <li>5. 給食施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>6. 給食の確保に関する事</li> <li>7. 非常食糧の応急炊出しに関する事</li> <li>8. 文化財の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>9. 学校及び社会教育施設の避難場所の対応</li> </ul>
企業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長</li> <li>水道課長</li> <li>副部長</li> <li>下水道課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道課</li> <li>下水道課</li> <li>産業建設課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 飲料水の確保及び給水に関する事</li> <li>2. 水道施設の被害調査と復旧対策に関する事</li> <li>3. 町水道工事指定店の協力要請に関する事</li> <li>4. 水質検査に関する事</li> <li>5. 下水道関係被害調査及び応急対策に関する事</li> </ul>
消防部	消防団長	消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害の予防、警戒、防衛活動に関する事</li> <li>2. 災害状況の把握、情報の収集に関する事</li> <li>3. 人命救助、救急活動に関する事</li> <li>4. 避難勧告の伝達、誘導に関する事</li> <li>5. 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>6. 他市町村等消防応援部隊の現地運用に関する事</li> </ul>

- (ア) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (イ) 本部長付は本部長を補佐する。
- (ウ) 本部員は、副本部長を補佐するとともに、災害予防及び災害応急対策の実施について関係本部員会議で協議の上、その事務を処理する。
- (エ) 総括部長は総務課長とし、副本部長を補佐して、副本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (オ) 部長は、所属部員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。